

## 因果関係：刑事法判例抄(五)

不破，武夫

<https://doi.org/10.15017/14404>

---

出版情報：法政研究. 14 (2), pp.69-92, 1945-04. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

# 因果關係

— 刑事法判例抄(五) —

不破武夫

因果關係の問題は厄介である。一體、刑法で問題にする因果關係とは何を指すのか。其れを問題とする値打はどれだけあるのか。刑法上因果關係を論ずる必要なしとする見解は、内外共に存し、吾が國に於いては、特に瀧川教授によつて強く主張せられてゐる。『法律上の行爲概念は意欲または意欲可能性に基く態度である。ここに刑法的評價の枠が劃せられ、一切の刑法的評價の外にあるものを排除する。刑法上因果關係はこの枠内において定められねばならない。枠の外に出てこれを論ずることは必要でないばかりか、むしろ無益である。而もそれは結果の豫見可能性を前提とする限りにおいて故意または

過失と限界を同じくするから、行爲の因果關係の理論は責任の理論の或場面に外ならない。刑法において特に行爲の因果關係を論ずる必要はないといはねばならない。』  
(瀧川教授・犯罪論序説、五〇頁)

從來、因果關係論が刑法總論の中で必要以上に重大な問題として取り上げられ、いささか見當はずれの抽象論が弄れてゐたことを反省する意味に於いて、私は、瀧川教授の右に述べられるところに深き共鳴を感じるのであるが、さりとて『刑法において特に因果關係を論ずることを不必要』とは考へない。以下、平常考へてゐるところを述べて、本稿をすゝめる手懸りとしたい。

謂ふまでもなく、因果の概念は、本來、哲學的な論理的な概念である。通常の説明に従へば、吾々が經驗的事實を観察する場合に必ず之を惹起するものがあると考へる。此の場合、惹起するものと考へられたものを原因と云ひ、惹起せられたと考へられたものを結果と云ふ。

斯くの如き原因と結果との事實的依屬關係を可能にするものを因果性と謂ふのであつて、其の本質を爲すところは、原因として考へられる先行事實と結果として考へられる後行事實との間に、時間的繼起が存し、且つこの時間的繼起は偶然でなくて必然であること、に在る。そして、斯くの如き因果の概念は、經驗を構成する先驗的思維方式であつて、經驗の世界に於ける現象を吾々が把握する場合に必然的に考へざるを得ない關係なのである。

刑法に於いて考へる因果關係といふことも、以上述べが如きもの以外ではあり得ない。因果性の概念は、斯くの如き一般的な論理的な概念であるから、刑法理論

殊に犯罪論で問題にすべき事柄でないといふのは、學問分類といふ点から一應理由のあることだと思ふ。然しながら、實際問題としては、犯人の行爲によつて一定の結果が生じたといふ事實、即ち行爲と結果との因果關係が確定せられてはじめて、刑法に定める定型的な構成要件に該當する場合であるか、犯人に責任を認めてよいか、等々の謂はば事柄の純粹な刑法的評價の問題に立入ることとなる。即ち、因果關係の問題は、裁判官が起訴事實につき純粹な刑法學上の問題を考察するに先立ち、是非とも正確に確定せざるべからざる關係なのである。そして、それは、先行事實たる犯人の行爲と後行事實たる結果との間に必然的な聯關々係があるかどうかをきめるだけのことであるから、甚だ簡單なやうでもあるが、一概にそう謂ひ切る譯にもいかない。此處に、犯罪論に於いて一般的に因果關係の問題を反省することの必要な所以がある。

先づ簡単な實際問題を考へてみることにしよう。

AとBがCと喧嘩して之を刺殺してしまつた場合、假りにCの致命傷は腹部に受けたたゞ一個の刺創であつたとせよ。A、Bが共謀してのことならば殺意の有無に従ひ兩名共に殺人か傷害致死の責任を負ふことになつて問題はない。同時犯ならば、其の刺創はAが加へたものかBが加へたものが重大な問題となる。それがAの振つた短刀によることが證明されれば、Aの行爲のみがCの死亡と因果關係のあることが確定せられ、殺意がない限り、Aは傷害致死の責任を負ふが、Bはたかだか傷害を以て論ぜられるに過ぎない。次にCの致命傷がA、B何れの加へたものであるか不明であつたとせよ。此の場合A、B共に殺意がなければ、特に刑法第二百七條が適用せられ同時犯であつても共同正犯と同様に論ぜられることとなるのであるが、A、B共に殺意をもつて切りつけたのであるならば、目の前でCが死んでゐるに拘らず、兩人共殺人

未遂をもつて論ぜられるに過ぎない。更らに、二人の獵師が同時に鐵砲を撃つて誰かを怪我させたやうな場合、その怪我をさした銃彈が誰のものであるか確定出來なければ、みすみす怪我人を前に置きながら誰が過失傷害の責任を負ふかといふ問題に立入ることは出來ない。斯くの如き事態の生ずるのは、謂ふまでもなく、行爲と結果との間の因果關係が確定せられないがために外ならないのである。

以上述ぶるところによつて、或る行爲につき純粹の刑法的評價が問題とせられるためには、先づ其の行爲と發生した結果との間の因果關係の確定が、先決問題として重要であることが、明白となつたと思ふ。ところでもう一度考へてみる。行爲と結果との間の因果關係の確定、といふことは、行爲が結果發生のための必須條件たる關係の確定、といふことである。即ち、それは、其の行爲があつたから其の結果が發生した。其の行爲がなかつた

ならば其の結果は發生しなかつたであらう、といふことの確定を意味する。此の關係は、嚴密に考へるとなかなか簡單に決定することの出來ないことがあつて、殊に、先行事實が作爲義務違反であるときは、其の不作爲がなかつたならば其の結果は發生しなかつたであらう、と俄に謂ひ難い場合が少なくない。固より、實際上問題となるのは反覆して實驗することを得ない一回限りの社會生活上の事實であるから、行爲と結果との必須條件關係と謂つても、それは、最高度の蓋然性 (*Sicherheit Grenze Wahrscheinlichkeit*) を以て満足しなければならぬ然しなから、此の程度に於いても因果聯關が確定せられざる限り、其れ以上刑法上の問題に立入ることの出來ないことは、改めて謂ふまでもないところなのである。

それではどんな場合に厄介な問題が起るのか。先づ、獨逸の判例に關聯して論ぜられてゐるものについて考へてみよう。民間療法を得意とする者が相當に重い病人を

治療してゐるうち、正常な醫師に診療せしめず、遂に患者が死亡するに至つた場合、其の適時に正常な醫師に診療を受けしめなかつたといふ過失責任が問題となるためには、適時に正常なる診療を受けしめなかつたが故に患者が死亡した、診療を受けしめたならば患者は死亡しなかつたであらう、といふことが、最高度の蓋然性をもつて確定せられなければならぬ、この關係を明白に確定することは通常甚だ困難であらうと思ふが、何れにせよ、適時に正常な醫師に診療を受けしめても死亡したかも知れぬといふ懸念が存する限り、問題となる民間療法業者の態度と患者の死亡との間の因果關係は確定せられないものと謂はなければならぬ。若し此の場合に於いて、適時に正常な醫師の治療が行なはれても其の患者は死亡したであらうことが最高度の蓋然性を以て推測し得る場合に於いてのみ、其の治療者は無罪となり、然らざる場合には其の不注意が問題となり得ると考へるならば、其れ

は疑もなくあやまりである。

汽車や電車が其の専用軌道上で遊んでゐた幼児を轢殺した場合に、運轉手が汽笛吹鳴義務を懈怠した点に不注意ありとして責任が追及せられるためには、是非とも、幼児自身が汽笛を聞いてみずから避讓し得たか、又は適時に汽笛をきいた監督者其の他によつて救ひ出されたであらうことが、最高度の蓋然性をもつて確定せられなければならぬ。若し其の吟味を十分に盡さずして汽笛吹鳴義務の懈怠を理由とし幼児轢殺の責任を認めるならば、それは、因果關係の確定を明確にせずして有罪の判断を下したといふ非難を免かれぬであらう。此の点に於いて、次の判例は、疑義を容るる餘地あるものと謂はねばならぬ。

### (二〇) 汽笛吹鳴義務の懈怠と幼児の轢殺

#### 業務上過失致死被告事件

(大正十二年十月二十二日大審院第二刑事部判決、棄却、判例集第二卷七三八頁)

#### 因果關係

(判決事實) 被告平治ハ長野縣松本驛機關庫勤務鐵道機關手ナルトコロ名古屋驛發長野行ニシテ大正十一年六月十三日午後四時五十三分田澤驛發下り第七〇七號列車ニ機關手トシテ乗務シ一時間十六哩ノ速力ヲ以テ長野縣東筑摩郡中川手封字塔ノ原犀ノ宮神社南方線路ヲ進行中其線路上ニ於イテ同村横内某(大正十年一月三十一日生)ガ遊ビ居リタルトコロ同場所ハ南方約二町ノ汽罐車上ヨリ優ニ望見シ得ヘキヲ以テ此ノ場合其ノ進路ノ前方ヲ警戒シ警笛ヲ鳴ラシ其ノ他危險ノ注意ヲ與フル方法又ハ徐行急停車等危害ヲ未然ニ豫防スヘキ機宜ノ方法ヲ講スルニ於テハ右横内某ヲ轢殺スル虞ナカリシニ拘ハラス此等業務上必要ナル注意ヲ怠リ右ノ方法ニ出テ其ノ儘進行シタル爲遂ニ同兒ノ頭部其ノ他ヲ轢傷シ因テ死ニ致ラシメタルモノナリ

(判決理由) 原判決ノ判示ハ被告カ危害ヲ未然ニ豫防スヘキ如何ナル機宜ノ方法ヲモ講セサリシコトヲ以テ業

務上必要ナル注意ヲ怠リタルモノト認メタル趣旨ナリト  
 解スヘク警笛ノ如キハ生後一年有半ノ幼児ニ對シテハ奏  
 效セサルコトアルハ洵ニ所論ノ如シト雖場合ニ依リテハ  
 他人ニ警告ヲ與ヘテ之ヲ救出ス機會ヲ提ヘシムルコト絶  
 無ト云フヘカラス且原判決ハ徐行急停車等危害ヲ未然ニ  
 豫防スヘキ機宜ノ方法ヲ講スルニ於テハ轢殺ノ虞ナカリ  
 シニ拘ハラス此等業務上必要ナル注意ヲ怠リ其ノ儘進行  
 シタル點ニ重キテ被告ノ業務上ノ過失ヲ認メタル  
 モノナルヲ以テ其ノ判示ニハ何等理由ノ不備アルコトナ  
 ク又本件ノ發生ノ當時親權者又ハ後見人ニ過失ノ存スル  
 ト否トハ刑法上被告ニ對シ業務上ノ過失ニ因ル致死罪ノ  
 成立ニ消長ナシ故ニ論旨ハ理由ナシ

問題となるのは、警笛の吹鳴により「場合ニ依リテハ  
 他人ニ警告ヲ與ヘテ之ヲ救出スル機會ヲトラヘシムルコ  
 ト絶無ト云フベカラズ」となし、まさに事故發生の重要

なる原因として被告運轉手の警笛吹鳴義務の懈怠が存す  
 るが如き説明をしてゐる点である。あらためていふま  
 でもないが、右の説明を別な謂ひ方をすれば、極めて尠  
 い蓋然性ではあるが誰かが警笛を聞いて該幼兒を救出し  
 たかも知れない、といふことになるのであつて、これは、  
 その裏に警笛を鳴らしても誰も該幼兒を救出し得なかつ  
 たかも知れないといふことを意味する。折角警笛を鳴ら  
 しても誰も救出し得なかつたかも知れないといふ状態で  
 あつては、警笛吹鳴義務を懈怠したが故に此の事故が發  
 生した、といふ譯にはいくまいではないか。私は、本件  
 に對する結局の判断が正當かどうかといふことを差當り  
 問題にしてゐるのではない。唯、右に述べるが如き、説  
 明の仕方、ものの考へ方に對し、深き疑義をさしはさむ  
 次第なのである。

汽車の運轉手が前方注視義務を懈怠したが故に事故が  
 發生した、として其の責任をとふためには、以上述べた

ところに準じ、前方注視義務を懈怠したが故に其の事故が發生した、若し其の懈怠がなかつたならば事故は發生しなかつたであらう、といふことが最高度の蓋然性を以て確定されなければならぬ。次に掲げる判例は、此の點に關し甚だ周到なる吟味を竭してゐるのであつて、深き敬意を表するに價する。即ち、此の事案に於いて、大審院は、被告運轉手の前方注視義務の懈怠は之を認めたと、假りに其の義務の懈怠なくして遲滞なく非常措置をとつたとしても、事故の發生を防止し得たとは考へられないことを理由として、原判決を破棄し無罪の言渡をしてゐるのである。

## (二一) 前方注視義務の懈怠と幼兒の轢殺

### 業務上過失致死被告事件

(昭和四年四月十一日大審院第一刑事部判決、破毀事實  
審理、法律新聞第三〇〇六號所載)

(判決理由) 本件公訴事實ハ被告人ハ仙臺鐵道局機關庫詰機關手ナル處昭和二年五月十二日午前七時五十五分

因果關係

仙臺發第百四列車ヲ運轉シテ同日午前八時八分岩沼驛ヲ通過シ時速約四十哩ノ速力ニテ宮城縣名取郡千貫村宇京園通稱京踏切ニ差掛リタル際偶々同村平間太治郎次男久(當時三歲)カ該踏切上ニ佇空シ居リタルニ拘ラス被告人ハ機關手トシテ業務上必要ナル前方注視ノ義務ヲ怠リ久ヲ現認セス漫然進行ヲ繼續シタル爲遂ニ同兒ノ頭部ヲ轢傷シ因テ同兒ヲ即死セシメタルモノナリト云フニ在リ仍テ證據ヲ案スルニ被告人カ仙臺機關庫詰機關手トシテ昭和三年五月十二日右急行列車ヲ運轉シ同日午前八時十八分岩沼驛ヲ通過シ次テ一時間約四十哩ノ速力ニテ進行ヲ繼續シ京踏切ヲ通過シタルコト及當日右平間太治郎ノ次男當時三歲ナル久カ右列車ニ依リ轢死シタルコトハ被告人ノ當院公判廷ニ於ケル其ノ旨ノ供述ニ徴シ明白ナル所ナリ被告人ハ當時前方ヲ注視シ居リタルモ京踏切上何物ヲモ認メサリシカ故ニ其ノ儘進行ヲ繼續シタル旨主張スレトモ(幾多の證據を綜合すれば)被告人ハ岩沼驛ヲ



通過シテ京踏切ニ差掛ル際前方注視ノ義務ヲ怠リシ爲平  
間久カ該踏切線上ニ在リタルヲ現認セサリシモノト認定  
スルヲ相當トス仍テ久ノ轢死ハ被告人ノ前方注視懈怠ノ  
結果ナリヤ否ヲ案スルニ……該踏切ヲ距ル北方六十間四  
尺(原審檢證調書又點)ニ達スレハ小兒ノ存在ヲ認識シ  
得ルカ故ニ若被告人ニ於テ前方注視ノ義務ヲ怠ラサリシ  
トセハ右又點ニ達シタル際久カ該踏切上ニ在リタルヲ認  
識シ得ヘカリシコト明白ナリトス然レトモ其ノ際被告人  
カ直ニ警笛ヲ吹鳴シ非常制動ノ措置ヲ執リタリトスルモ  
……平間久ノ如キ生後一年九月ノ嬰兒(記録中死體檢案  
書ニ依リ之ヲ認ム)ニ在リテハ右列車ノ警笛ヲ聽キ其ノ  
進行シ來ルヲ見レバ必ス自ラ逃避シ得タルモノト推斷シ  
難キカ故ニ結局何人カ久ヲ該踏切ヨリ脱出セシメサル限  
リ未タ以テ久ヲシテ危害ヲ免レシムルコト能ハサリシモ  
ノト推認セサルヘカラス然ルニ當時久ノ危難ヲ救ハント  
シテ最先ニ長谷なつよ(久ノ祖母)續テ平間マチ(久ノ母)

稍々遅レテ右積重太郎カ同一方向ヲ京踏切附近マテ駈付  
ケタルコトハ原審證人訊問調書中右三名ノ其ノ圖ノ變遷  
記載ニ依リ之ヲ認メ得ルモ他ニ何人カ其ノ附近ニ在リタ  
ルコトヲ認メ得ヘキ確證ナク……假ニ被告人カ右又點ニ  
於テ警笛ノ吹鳴ト共ニ非常制動ノ措置ニ出テタル場合ニ  
付稽フルモ(證據によつては)列車ノ京踏切ニ達スルヨ  
リ大凡二秒前なつよカ同踏切ニ達スル狀況ニ在ルモ同踏  
切ニ達シテ軌道内ヨリ嬰兒ヲ救出スルニ付テハ幾許カノ  
時間ヲ要スヘク……右ノ如キ瞬時ノ間ニ果シテ良ク平間  
久ヲ軌道内ヨリ避難セシメ得ヘキカ之ヲ肯認スルコト至  
難トス然ラハ右又點ニ於テ警笛ト共ニ非常制動ヲ爲スモ  
仍ホ久ノ危害ヲ未前ニ防止シ得タリト爲スニ足ラサルカ  
故ニ其ノ措置ニ出テサリシコトモ亦久轢死ノ原因ト爲ス  
ニ由ナシ……果シテ然ラハ他ニ被告人カ業務上必要ナル  
注意ヲ怠リタルニ因リ平間久ヲ轢傷シ因テ死ニ致シタル  
コトヲ認メ得ヘキ證據ナキカ故ニ本件公訴事實ハ犯罪ノ

證據ナキモノト認めサルベカラス

## 二

以上をもつて、私の述べんとする重要な点をつくした。これだけが、私の解するところによれば、刑法總論に於いて一般的に考察せらるべき因果關係論の要点なのである。即ち、それを要約すれば、刑事裁判に當つて問題となる行爲と結果との間の必須條件的關係の存立の有無は純粹なる刑法的評價の問題に入るに先立ち、豫め、是非とも周到に吟味せられなければならぬ、といふことにつきて。因果關係の問題が犯罪論に於いて抽象的に考察せられることは、叙上の点を反省し検討する意味に於いて必要であるが、唯、斯くの如き必要のためのみにとどまるものであることを、銘記せねばならぬ。

それでは一般に因果關係の問題として論ぜられるところは、何であるか。瀧川教授は、冒頭に述べた如く、それは『責任の理論の或場面に外ならない』とせられるが、

私は、夙に、構成要件該當性の問題であると考へてゐる。なほ、多少の説明を必要とするであらう。

元來、因果關係といふことが刑法上問題となるのは、實質犯に於いて、行爲と結果の發生との間に若干の時間的なへだたりの存する場合に限る。而して實際上は、殺人罪、傷害罪、過失死傷罪、傷害致死罪（其の他の所謂結果加重罪）等についてのみ、疑義が生ずるのである。所謂因果關係の問題が構成要件該當性の問題だ、といふのは、具体的な場合に疑問があるなら、それが果して刑法規定の類型的に豫定する場合に該當するかどうかを決定すれば、それで一切が解決する、といふ意味である。其のためには、謂ふまでもなく總明なる裁判官により、法解釋の原理に従つて構成要件を正當に解釋しながら、之と具体的な事實とを比照考覈する操作が、誠實に爲されなければならぬ。極めて簡単な例を考へてみよう。AとBが喧嘩してBが輕傷を受けた、Bは病院に運ばれる

途中自動車事故で死亡したとする、此の場合、Bの死亡とAの加害行為との間の因果聯關は否定すべくもない。

然しながら、加害者Aの責任は傷害罪にとゞまり傷害致死罪となる餘地はない。何となれば、斯くの如き場合は刑法第二百五條に所謂「身躰傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル」ものと解することを得ないが故に外ならないのであつて、因果關係中斷論も遡及禁止の理論も悉く不必要である。而してかやうな考へ方は、大躰に於いて、相當因果關係説と結果を同じくするものであらうと思ふ。

殺人事件で被害者の死亡は犯人の行為に原因すること、疑問の餘地はないが、唯、豫想外の經路をとつて死亡の結果が発生した場合、加害者の責任は殺人既遂であるか或は殺人未遂にとどまるかは、先づ具體的な事態が刑法第九十九條に所謂「人ヲ殺シタル」ものに該當すると解せられるか否かによつて定まる。其の實例として、濱口首相狙撃事件に關する判決を考へてみよう。

(二二) 濱口首相狙撃事件

殺人未遂被告事件

(昭和七年四月二十二日東京地方裁判所第一刑事部判決、法律新聞第三四二二號所載)

〔理由〕 被告人佐郷屋留雄並ニ同松本良勝ハ執レモ岩田愛之助ヲ盟主トシ東京麴町區永田町二丁目一番地葵ホテル内ニ事務所ヲ有シ大陸積極政策ノ遂行並ニ共產主義ノ撲滅等ヲ主義綱領トスル思想團體愛國社ノ同人ナルトコロ

第一、被告人留雄ハ昭和四年濱口内閣成立以後東京市内外各所ニ於テ政友會院外團主催ノ下ニ開催セラレタル不景氣打開演說會ヲ聽キ且政友會ヨリ發行セラレタルパンフレット其ノ他新聞紙ノ論說等ヲ閱讀シ濱口内閣ハ金解禁斷行ノ時機ヲ誤リタル爲組閣當初ノ聲明ヲ裏切ル幾多ノ不祥ナル事態ヲ惹起シタルヲ以テ同内閣更迭スヘシトノ念ヲ有スルニ至リタルカ昭和五年七月頃ヨリ前記岩田愛之助被告人良勝其ノ他愛國社同人ニ接近シ其後引續キ

深刻ナル不景氣ノ爲失業者、倒産者、犯罪者等續出スル世相ヲ見益濱口内閣ニ對スル不滿ノ情ヲ強メツツアリシ一面倫敦條約ニ關シ外交軟弱統帥權干犯其他ノ諸問題起ルヤ政教社ノパンフレット「統帥權問題詳解」及「賣國的回訓案ノ暴露」其他ヲ讀ミ以上ノ問題ニ就キテモ亦濱口内閣ニ對シ大ニ憤慨シタル結果若シ濱口内閣倒壊セハ積極政策ヲ標榜スル政友會内閣之ニ代ルハシト思惟シ遂ニ昭和五年十月十二、三日頃前記葵ホテル内愛國社事務所ニ於テ濱口内閣ヲ倒壊スルノ手段トシテ時ノ内閣總理大臣濱口雄幸ヲ殺害センコトヲ決意シ其頃濱口首相ニ交付スヘキ公開狀及斬奸狀ヲ起草シ且濱口首相ヲ途ニ擁シテ狙撃スルコトノ準備トシテ同月中旬頃前後一回互リ或ハ湘南鎌倉ニ於ケル同首相ノ別莊附近ヲ徘徊シ或ハ同別莊ト横濱間ノ自動車通路ノ實地踏査ヲ爲シ以テ之カ決行ノ機ヲ窺ヒ其間右ノ決意ヲ前記岩田愛之助ニモ打明ケタルコトアリ又一度同月二十三日前記葵ホテル内愛國社事

務所ニ於テ翌二十四日附東京朝日新聞夕刊ニ依リ濱口首相カ軍備縮少ニ關スルラヂオ放送ノ爲觀艦式陪觀先ナル神戸ヨリ同月二十七日午後四時五十五分東京驛着列車ニテ歸京スヘキコトヲ知り此機ニ乘シ東京驛ニ於テ決行セントシ右二十三日夜東京市赤坂區田町二丁目十三番地ナル被告人良勝方ニ於テ同被告人ニ對シ濱口内閣倒壊ノ目的ヲ以テ濱口首相ヲ殺害スルノ決意ヲ爲セル旨並ニ來ル十月二十七日夕刻東京驛ニ於テ之ヲ決行セントスル旨ヲ告ケ且右兇行ニ使用スヘキ拳銃ノ貸與方ヲ求メ同年同月二十七日朝被告人良勝ヲ促シ同被告人カ前記葵ホテルノ愛國社事務所（第十七號室）内本箱ノ抽斗ニ藏置保管セルモーゼル式八連發拳銃（昭和五年押第一四九一號ノ一）ヲ携帯シ共ニ東京府荏原郡目黒町字下目黒六百五十二番地所在樋口美津雄所有ニ係リ當時日堂則義ノ居住セル邸宅ニ到リ同庭園内ニ於テ右拳銃ノ試射ヲ行ヒ該拳銃ノ發射ノ確實ナルコトヲ確メタル上實包六發裝填ノ右拳銃ヲ

携帶シ同日夕刻東京驛ニ至リ降車ホームニ於テ午後四時五十五分着ノ列車ヨリ濱口首相カ下車シタル際同首相ノ身邊約三尺ノ距離ニ近付キタルコトアリシカ十一月一日ラヂオ放送ニ依リ續キテ同月二日附東京日日新聞朝刊記事ニ依リ同月十四日午前九時發列車ニテ濱口首相カ岡山縣下ニ於ケル陸軍特別大演習陪觀ノ爲東京驛ヲ出發スルコトヲ知り愈々此機ニ於テ決行センコトヲ決意シ同月九日頃前記葵ホテル内ニ於テ被告人良勝ニ對シ其ノ日時場所ニ於テ決行スヘキコトヲ告ケタルカ同月十四日午前零時頃前記葵ホテル内ニ於テ被告人良勝ニ對シ明朝九時ニ決行ニ使用スヘキニ付同被告人ノ保管ニ係ル前記拳銃ヲ貸與セラレタキ意ヲ告ケ同被告人ヨリ右拳銃ノ藏置シアル前記本箱ノ抽斗ヲ開披スヘキ鍵ヲ受領シタル上同日午前七時頃右鍵ヲ使用シテ右抽斗内ヨリ實包六發裝填ノ右拳銃ヲ取出シ之ヲ携帶シテ午前八時三十分頃東京市麴町區丸ノ内東京驛ニ到リ乗車ホームニ於テ濱口首相ノ到ル

ヲ待受ケ午前八時五十五分頃同首相カ乗車ノ爲被告人ノ前方約七尺ノ地點ニ接近スルヤ携帶セル拳銃ヲ以テ同首相ノ上腹部ヲ狙ヒテ一發射撃シタル結果彈丸ハ同首相ノ下腹部ニ命中シ空腸其他ヲ損傷シテ體內ニ止リ其際右空腸内ニ存セシ放線狀菌其他ノ雜菌ハ右銃創ニ基ク穿孔ヨリ腹腔内ニ漏出シタル爲放線狀菌病性左側橫隔膜下膿瘍(即チ左側橫隔膜下ニ於ケル放線狀菌病性化膿性限局性腹膜炎)並ニ之ニ續キテ隣接諸臟器ノ罹患ヲ若起シ因テ同首相ヲシテ昭和六年八月二十六日東京市小石川區小日向水道町百八番地ノ自宅ニ於テ死亡セシメ、第二、被告人良勝ハ昭和五年九月下旬頃前記岩田愛之助ヨリ小川身治ヲ介シ實包八發裝填ノモーゼル式八連發拳銃(昭和五年押第一四九一號ノ一)ノ交付ヲ受ケタル後東京市赤坂區田町二丁目十三番地ノ自宅又ハ前記葵ホテルノ愛國社事務所(第十七號室)内本箱ノ抽斗ニ之ヲ藏置シテ保管シ來リタルトコロ豫テヨリ前項記載ノ被告人留雄ト略同様

ノ理由ニ依リ濱口内閣更迭ノ意見ヲ抱キ居リタル折柄前項記載ノ如ク同年十月二十三日夜右自宅ニ於テ被告人留雄ヨリ同被告人カ濱口内閣倒壊ノ目的ヲ以テ時ノ内閣總理大臣濱口雄幸ヲ殺害スヘキコトヲ決意セル旨並ニ來ル二十七日夕刻東京驛ニ於テ之ヲ決行スヘキ旨ヲ聞知シ且右兇行ニ使用スヘキ前記拳銃ノ貸與方ヲ求メラレ右二十七日朝被告人留雄ヨリ右決行ノ爲ニ先ヅ右拳銃ノ試射ヲ爲スヘキコトヲ促サレテ之ニ同意シ右拳銃ヲ携帯シ共ニ前項記載ノ如ク日堂則義方ニ赴キ同人方庭園ニ於テ被告人良勝自ラ二回ノ射撃ヲ爲シテ發射ノ確實ナルコトヲ確ノタルコトアリ又同日夕刻被告人留雄カ右拳銃ヲ携帯シテ東京驛ニ到リタルモ偶濱口首相ノ下車ニ先立テ皇族殿下ノ下車セラレタルヲ知り恐懼ノ餘リ決行ヲ止メテ前記葵ホテルニ歸リタル後同被告人ヨリ右顛末ノ報告ヲ受ケタルコトアリシカ其後同年十一月九日頃前項記載ノ如ク右葵ホテル内ニ於テ被告人留雄ヨリ濱口首相ガ來ル十四

日午前九時東京驛發列車ニテ出發セントスルニ際シ同驛ニ於テ愈同首相ヲ殺害スヘキ旨ノ決意アルコトヲ聞知シ次テ同月十四日午前零時頃右葵ホテル内ニ於テ被告人留雄ヨリ右兇行決行ノ爲前記拳銃ノ貸與方ヲ求メラルルヤ被告人留雄ニ於テ濱口首相ヲ狙撃シ之ヲ殺害セントスルノ用ニ供スルモノナルコトヲ熟知シ乍ラ同告人ニ對シ實包六發裝填ノ右拳銃ノ藏置シアル前記本箱ノ抽斗ヲ開披スヘキ鍵ヲ交付シ以テ同拳銃ヲ貸與シ因テ同被告人ヲシテ前項記載ノ犯行ヲ容易ナラシメテ之ヲ幫助シタルモノナリ（佐郷屋に對しては死刑、松木に對しては懲役十三年言渡。）

判決の事實記載の部分をまるうつしにしたので大分冗長になつてしまつたが、御寛容を願ひ度い。事柄が事柄でもあるし、たまには此の種の摘録も必ずしも意味がない譯でもないと思つた次第である。判決の文章はたゞた

どしく甚だ齒切れが悪い。これは従來の判決書の傳統的な缺陷を示すものではあるが、之と同時に、裁判所が證據説明や擬律の關係とにらみあはせながら、法律的に缺陷なく書きあげやうと苦心する（或は必要以上に苦心する）結果であることも、諒とせねばなるまいと思ふ。

其れはさておき、本件では、要するに、裁判所は、濱口首相が昭和五年十一月四日被告佐郷屋に腹部を狙撃せられた結果、「空腸内ニ存セシ放線狀菌其ノ他ノ雜菌ハ右銃創ニ基ク穿孔ヨリ腹腔内ニ漏出シタル爲」腹腔臟器に化膿性疾患を惹起し、遂に昭和六年八月二十六日死亡するに至つた、といふ事實を認定して犯人に對しては殺人既遂の責任を認めた譯なのである。

然るに本件に對する第二審たる東京控訴院は、狙撃に至るまでの事情については、前示判旨事實と殆んど同様に認定しつゝ、「彈丸ハ同首相ノ下腹部ニ命中シ腹壁ヲ貫キ腹腔内ニ於テ空腸五ヶ所ヲ貫通シ尙空腸間膜其ノ他ヲ

損傷スルニ至リタルモ殺害ノ目的ヲ遂クルニ至ラス」となして犯人の責任は殺人未遂にとどまるものと解した、そして進んで「檢事ハ（原審で認定した如く）本件ハ殺人既遂ヲ以テ論スヘキモノナリト主張スルニ付案スルニ抑々一定ノ行爲ト一定ノ結果トノ間ニ刑法上ノ因果關係アリト云ハンカ爲ニハ該行爲ヨリ結果ノ發生スルコトカ日常經驗上一般的ナルコトヲ要スルモノニシテ該結果ノ發生カ全ク偶然ナル事情ノ介入ニ因ル稀有ノ事例ニ屬シ常態ニアラサルトキハ刑法上因果關係ナキモノト解スルヲ相當トス而シテ濱口雄幸カ昭和六年八月二十六日放線狀菌病性左側横隔膜下腸並之ニ繼發セル隣接諸臟器ノ罹患ニ因リ死亡シタルコトハ鑑定人緒方知三郎ノ作義ニ係ル鑑定書及原審第四回公判調書中證人鹽田廣重ノ供述記載ニ依リ明ナレドモ右死亡ノ直接原因ヲ爲セル病竈ノ形成ニ働キタル放線狀菌ハ被告人佐郷屋留雄ノ加ヘタル銃創ニ因ル空腸穿孔ヲ通シテ腸内ヨリ腸腔内ニ漏出シ

タルモノニシテ斯クノ如キハ日常經驗上一般的ナリト認ムヘキ證據ナク却テ鑑定人清野謙次同緒方知三郎ノ作義ニ係ル各鑑定書ニ依レハ斯ル感染例ハ極メテ稀有ノ事例ナルコトヲ認メ得ヘキヲ以テ結局被告人佐郷屋留雄ノ判示所爲ト濱口雄幸ノ死亡トノ間ニハ刑法上ノ因果關係ヲ認メ得サルニ歸ス」と説明してゐるのである。(昭和八年二月二十八日東京控訴院判決、法律新聞第三五四五號所載、小野教授、刑事判例四二頁以下) 第一審が、所謂因果關係論に於ける條件説の立場にあるもので、第二審が、相當條件説を採用するものであること、改めていふまでもない。

さて、それなら、本件に於いてどちらの判断が正しいか。事柄は、前叙の如く、まさに刑法第九十九條の解釋と適用の問題である。此の場合に、犯人は、刑法に所謂「人ヲ殺シタル者」に該當するかどうか。該當するものと解することは、おそらく困難であらうと思ふ。世間一般でも、濱口首相が狙撃せられて半年以上もたつてか

ら、叙上の如き稀有の經過を辿つて死亡したことを聞いたとき、普通、ピストルで撃たれて死んだとは云はないであらう、固より、ピストルで撃たれたことが原因だそうだと考へながらも、腹部疾患で死んだ、お氣の毒なことをした、と云ふのが通常であらうと思ふ。刑法上もまた斯く解するのが正當なのである。若し通説の如く、因果關係の認識が故意の内容となるならば、その点からも本件を未遂とみることに、疑問となる餘地はないと思ふが、然し、これは改めて別に考へなければならぬ問題である。

斯くて私は、本件を殺人未遂とみる第二審の見解が、結局正當と考へるのであるが、上來くりかへし謂ふ如く、犯人の所爲と「濱口雄幸ノ死亡トノ間ニハ刑法上ノ因果關係ヲ認メ得サル」ものと考へるのは、間違つてゐる。經驗科學一搬に通用する因果關係といふもの以外に特別な刑法上の因果關係といふものを考へるのは、疑ひもな



くあやまりである。犯人の行爲と濱口首槌の觸しとの間  
の因果關係の存立は、否定すべくもない。唯、解釋上、  
本件は、犯人に對して殺人既遂の責任を負はしむること  
を得ない場合であるに過ぎないのである。

### 三

從來、因果關係論に關聯して最も實際上の問題となつ  
てゐたのは、傷害致死罪に關するものであつた。有力な  
る反對説があるにも拘らず、大審院は終始一貫して結果  
加重犯について重き結果の豫見可能を要件とせず、大躰  
に於いて所謂條件説に従ふために、犯人は思ひもよらぬ  
結果にまで責任を負はされてしまふことになる場合があ  
る。以下、澤山の判例のうちから、若干の注目すべきも  
のを摘録しようとするのであるが、此の際いささか寄り  
道をするのを許して頂き度い。

徳川刑法「お定書百箇條」の第七十三に「疵つけられ  
候者外の病にて相果て疵つけ候もの事」を規定し「元

文三年極」で「手疵負ひ候者元より死に及び候疵にて之  
なき處平癒の内餘病差發り死候はば彌吟味を遂げ、餘病  
にて死候に紛之なきにおいては相手下手人（死罪）に及  
ばざる事」としてゐる。無制限に結果加重罪を認める現  
時の用法よりは餘程進歩したものであると思ふのである  
が、過般、此の規定に關聯して『大岡越前守伺』といふ  
ものを寓目した（吉川弘文館本、徳川禁令考後聚第五帙三四  
一頁）。

事實の概要こうである。享保十七年四月十六日田中庄  
右衛門下人平六といふ者が主人宅にて隣家齊藤與右衛門  
下女りんと申者と「子細不知兩人共喉壹ヶ所つつ手負罷  
在候」旨訴え出た。檢使を差遣した結果、兩人とも死ん  
でゐない。「見分之躰申合相對死の覺悟の様子にては無御  
座候兩人共に言舌叶不申吟味難成候」といふ次第で兩人  
共請人のところで養生させたところ次第に恢方に赴いた  
が、閏五月十三日りんは急死した。「見分遣候處りん喉の

疵所最初は貳寸程の疵六分程に成り過半瘡申候處兩濕に當り急變にて痰差込相果候旨本道外科共に申候」といふ譯であつた。平六の疵がなほつてから取調た結果、情死の未遂でないことは判明した。そこで『伺』はいふのである。「りん手疵は段々瘡寄候處急變出相果候疵故の儀にては無之旨醫師申候得共、元來手疵無之候はば急變も出申間敷候、畢竟手疵故急變出りん相果候上は平六下手人可被仰付候哉」即ち此の伺の趣旨は完全な條件説であるが、之に對し七月五日の御下知として「遠島可申付」となつてゐる。理由は何も書いてない。大岡越前守の條件説に對し將軍吉宗の裁斷が相當因果關係説といふこともなるであらうか。興味のある事例なので、掲げさせてもらうことにする。ところで、判例にかえる。

(二三) 乞食の喧嘩(本人の行爲の介在)

傷害致死被告事件

(昭和二年九月九日大審院第一刑事部判決、棄却、判例集第六卷三四三頁)

因果關係

(事實) 被告人ハ大正十五年十二月一日午後八時頃ヨリ原審相被告今田某並ニ藤田某、倉橋某、津田某、田村某、外數名ト共ニ同人等カ豫テヨリ假ノ寢所ト爲シ居リタル神戸市辨天町辨天濱所在市役所ノ糞尿車置場ニ於テ焚火ヲ爲シ飲酒シタル處藤田某カ被告人ノ購ヒタル酒ヲ自己ノ提供シタルモノナリト主張シ且被告人ニ對シ酒ヲ勸ムルニ際リ酒壺ヲ逆手ニ握リタルヨリ今田某ト共ニ立腹シテ藤田某ヲ手ニ毆打シ同人カ謝罪シツツモ反抗ノ氣勢ヲ示スヤ更ニ今田某ト共ニ鐵棒ヲ附シタル糞尿器ノ蓋(證第一號)等ヲ以テ藤田某ヲ亂打シ果テハ其ノ手足ヲ捉ヘ焚火ノ上ニ數回同人ヲ横ヘテ苦悶セシメ以テ其ノ左側大腿部等ニ高度ノ火傷及左側前額部等ニ打撲傷ヲ加ヘタル結果同人ヲシテ該火傷ニ基ク心臟麻痺ニ因リ死亡スルニ至ラシメタルモノナリ

(上告理由) 辯護人岩間龍雄上告趣意書本件被告人カ

原審判決判示ノ如ク原審相被告今田某ト共ニ被害者藤田

某ヲ「亂打シ果テハ其ノ手足ヲ捉ヘ焚火ノ上ニ數回同人ヲ横タヘテ苦悶セシメ以テ其ノ左側大腿部ニ高度ノ火傷及左側前額等ニ打撲傷ヲ加ヘタル」事實ハ明瞭ニシテ疑フ可カラサル處ナリトス然レトモ上叙事實ハ其ノ心臟麻痺ニ因リ死亡スルニ至リタル事實トノ間ニハ右被害者藤田某カ右被告人ヨリ傷害ヲ受ケタル後自ラ海中ニ投シタル事實ノ介入スルコト原審證人倉橋某、津田某等ノ陳述ニヨリテ明瞭ナル處ナリ且原審鑑定人桂田某ノ鑑定ニ見ルニ高度ノ火傷後急速ナル體溫ノ逸出モ亦心臟機能ノ衰弱乃至麻痺ノ重大ナル原因タルモノニシテ高度ノ火傷ニ狼狽シタル結果負傷者ニ水ヲ注キ爲ニ大事ニ至リタル例ハ世上往々散見スルトコロニシテ常識的ニ云フモ明ナルトコロナリ果シテ然リトスレハ被害者藤田某自身ノ介入行爲カ傷害ト致死トノ因果ノ關係ヲ中斷シタルヤ否ヤハ被告人ノ罪ヲ斷スルニ重大ナル影響アリトイフ可ク先ツ以テ死亡ノ原因カ傷害其レ自體ニ因ルヤ或ハ被害者ノ行

爲ノ介入カ決定の重大サチ有スルヤヲ明カニシテ始メテ被告ノ罪ヲ單ナル傷害ニ止ルヤ或ハ進ンテ傷害致死ヲ以テ斷スヘキヤヲ決定スヘキモノト云フヘシ然ルニ原審判決カ此點ヲ無視シ右事實ヲ明カニセス卒然傷害致死ヲ以テ刑法第二百五條第一項ヲ適用シタルハ因果關係ノ法則ヲ無視シ證據ニヨラサル不當ノ判決ナリト思惟ス

(判決理由) 本件被害者藤田某ノ死亡カ被告人等カ同人ニ加ヘタル高度ノ火傷ニ基ク心臟麻痺ニ因ルコトハ原判決ニ援用セル鑑定ニ徴シ明確ニシテ他ニ溺死其ノ他ノ死因ニ關スル疑存セサル以上ハ右事實ノ認定ハ相當ナリト謂ハサルヘカラス 故ニ所論ノ如ク被害者藤田某カ火傷ヲ受ケタル後其ノ苦痛ニ勝ヘス若クハ新ナル暴行ヲ避ケントシテ自ラ水中ニ投シ之カ爲ニ急速ナル體溫ノ逸出ヲ來シ心臟機能ノ衰弱又ハ其ノ麻痺ノ程度ヲ加ヘタル事實ナリトスルモ右被害者藤田某ノ行爲ノ介入ハ被告人等カ同人ニ加ヘタル火傷ト被害者ノ心臟麻痺ニ因ル死亡ト

ノ間ニ於ケル因果關係ヲ中斷スルモノニ非ス何トナレハ  
被告人等ノ加ヘタル高度ノ火傷ニシテ無カリセハ被害者  
藤田某ハ水中ニ投スルモ急速ナル體溫ノ逸出ニ因リ心臓  
麻痺ヲ來スコトナカルヘケレハナリ

(二四) 兄弟喧嘩(醫師の行爲の介在)

傷害致死事件

(大正十二年五月二十六日大審院第三刑事部判決、  
棄却、判例集第二卷四五八頁)

(上告理由) 辯護人上告趣意書第一點原院判決ニ於テ  
ハ被告ハ兄園吉ノ暴戻ノ行動ニ憤激シ在リ合セタル萬能  
敵ヲ以テ同人ヲ毆打シ同人ノ左顛頂骨部ニ矢狀徑曲尺五  
分五厘横徑三分五厘ノ菱形ヲ呈スル欠孔及其ノ前後ニ亘  
ル長五寸ノ龜裂骨傷ヲ存スル打撲刺創ヲ負ハシメ該刺創  
ニ基因スル腦炎ニ因リ死亡シタルモノナルカ故ニ傷害致  
死ナリトノ認定ニ基キ傷害致死ノ法條ニ則リ處斷セラレ  
居ルモ(幾多の證據を綜合すれば)本件加害行爲ハ大正

十一年十月二十一日午後一時頃ニ爲サレ夫ヨリ部落ヲ異  
ニセル南矢名ノ榎本醫師方ニ應診依頼ニ赴キ同醫師カ現  
場ニ應診セル迄ニハ加害行爲後少ナクトモ二時間餘ヲ經  
過セルコト洵ニ明カニシテ其ノ當時ニ於テ被害者カ別段  
臥床スルコトモナク依然トシテ極數ノ火鉢ノ側ニ端座シ  
居リ言語明瞭ナルヲ以テ見レハ傷害カ死ヲ招致スヘキ程  
左程ニ甚大ナラサルモノタルコトヲ窺知スルヲ得ヘシ次  
ニ醫師伊藤某ニ對スル司法警察官ノ聽取書第九現在被害  
者ハ私カ治療シテ居リマセンカラ詳シイ事ハ判リマセン  
カ幸ニシテ内部貴要ノ器管ハ損傷セス腦膜炎等ノ續發症  
ヲ起サスシテ尋常ノ經過ヲ採リマシタナラハ約二ヶ月間  
位テ治ルモノト思ヒマストノ記載竝ニ東京控訴院公判廷  
ニ於テモ被告ニ對シ辯護人ノ質問ニ對シ伊藤醫師ハ折惡  
シク兄ノ治療ノ時ハ流行性感冒ノ爲從事スルコトカ出來  
ス代診カ一切ヤリマシタト答辯シ被害者カ被害後一ヶ月  
モ生存シ居ルヲ以テ見レハ伊藤醫師ノ陳述スルカ如ク内

部貴重ノ器管ニ損傷ナキヲ以テ若シ通常醫師トシテ採ルヘキ施術ヲ爲シ居リタランニハ腦室周圍ニ於ケル膿竈ヨリスル分分泌物ノ除去其ノ他適當ナル治療ヲ行ヒ以テ重要中樞ノ壓迫ヲ免レ得ヘキ事推知スルニ難カラス果シテ然ラハ被害者園吉ノ致死ノ結果ハ獨リ被告カ爲シタル傷害行爲ニノミ基因スルニ非スシテ醫師カ採ルヘキ相當ノ注意及診療ヲ爲ササルコトカ反テ致死ノ近因ト見得ヘキニ不拘原審ハ單純ニ鑑定人ノ鑑定書ヲ基礎トシテ刺創ニ基因スル腦炎ニ依リ死亡シタルモノト判斷シタルハ傷害ト致死ノ間ニ競合關係アルヲ無視シタルモノニシテ相當ノ治療ヲ爲シタルモ尙治療セスシテ死亡シタルモノナル事實ヲ認ムヘキ判示ナキカ故ニ理由不備ノ違法アルモノトス

(判決理由) 苟モ他人ニ對シ加ヘタル暴行カ傷害致死ノ結果ニ對スル一ノ原因トナレル以上ハ縱令被害者ノ身體ニ對スル醫師ノ診療上其ノ當ヲ得サリシコトカ他ノ一

因ヲ成シタリトスルモ暴行ト傷害致死ノ結果トノ間ニ因果關係ノ存在ヲ認ムルコトヲ得ヘキヲ以テ傷害致死罪ノ成立要件ニ缺ル所ナキノミナラス本件ニ於テ所論競合關係ノ存スルコトハ原判決ノ認メサル所ナリ畢竟論示ハ證據ノ一端ヲ捉ヘテ原審ノ職權ニ屬スル證據ノ判斷取捨事實認定ヲ非難スルニ過キサレハ上告ノ理由ト爲ラス

(二五) 亂暴な親方(他人の暴行の介在)

傷害並傷害致死被告事件

(昭和五年十月二十五日大審院第三刑事部判決、事實審理破毀自判、判例集第九卷七六一頁)

(判決理由) 被告人忠次郎ハ名古屋市西區志摩町五丁目百二十七番地ニ於テ喫茶業ノ傍人夫請負業ヲ營ミ居ルモノナルトコロ昭和四年四月十七日名古屋祭ニ際シ市内傳馬町ニ人夫十九名ヲ派出シ該人夫カ勞働ヲ終ヘテ同夜被告人居宅前ニ歸リタルニ右人夫ノ監督ノ任ニアリシ被告入方常備人夫寺西繁太郎及西山常男ヨリ右人夫ノ中青

木宇吉及川西安次郎ノ兩名カ酩酊シテ口實ヲ構ヘ仕事ニ

精勵セス且其ノ命ニ從ハサリシ旨聞知スルヤ更ニ調査スル所ナク右兩名ヲ懲戒スルノ目的ヲ以テ右自宅前街路ニ於テ簿記用丸棒（證第一號）ヲ以テ右宇吉ノ頭部ヲ毆打シ同人ノ顛頂部正中線ヨリ多少左側ニ偏シタル箇所ニ打撲挫傷一箇及前額面右端ニシテ同側外方ノ直上方ヨリ顛頂部ノ上界ヲ略矢狀ニ走ル打撲傷兼頭蓋骨骨折並縫合離解ヲ生セシメタル上右自宅前街路ニ沿フ江川ニ押入レタルトコロ同人ハ漸ク川ヲ涉リテ岸ニ上リ同所ヨリ南方約一丁離レタル江川ニ架セル泥江橋附近ニ至リタルニ約十五分經過シタル頃偶々同所ヘ來合セタル寺西繁太郎及西山常男ノ爲面部ヲ下ニシテ再ヒ同川ノ水深八寸内外ノ場所ニ投込マレタル處被告人忠次郎ノ與ヘタル前掲頭部ノ創傷ハ宇吉ヲシテ重症腦震蕩症ヲ起シ反射機能ヲ喪失シ因テ全然水中ヨリ首ヲ上クル力ヲ失ハシメ右前後ノ行爲相違テ同人ヲシテ泥水ヲ飲ミ間モナク溺死スルニ至ラシ

メタルモノナリ。（中略）

辯護人ハ青木宇吉ノ頭部ニ於ケル創傷ト同人ノ溺死トノ間ニ因果關係ナク假ニ其ノ關係アリトスルモ第一審相被告人寺西繁太郎及西山常男ノ行爲ニ因リ中斷サレタルモノナリト辯疏スレトモ按スルニ苟モ犯人カ他人ヲ傷害シ依テ早晚腦震蕩ニ陥ルヘキ原因ヲ與ヘタルトキハ從令其ノ腦震蕩カ未タ死ノ直接ノ原因トハ爲ラサリシトスルモ更ニ事後ニ於テ第三者ノ其ノ被害者ニ與ヘタル暴行ニ因ル致死ノ結果ノ發生ヲ助成スル關係アリタル以上ハ犯人ハ當然傷害致死ノ罪責ヲ負ハサルヘカラサルモノトス何トナレハ此ノ如キ關係アル場合ニ在リテハ犯人ノ傷害行爲ハ被害者ノ死亡ノ單獨ノ原因ニアラサリシト同時ニ其ノ效果ハ第三者ノ傷害行爲ノ介入ニ依リテ中斷セラレタルモノト謂フヘキニハアラスシテ究竟致死ナル結果ノ共同原因ノ一ニ外ナラサレハナリ而シテ本件宇吉死亡ノ結果ハ唯獨リ繁太郎外一名カ同人ヲ江川ニ投入シタル行

爲ノミニ基クモノニ非スシテ前掲證據ニ依リ判示シタルカ如ク被告人忠次郎カ簿記用丸棒ヲ以テ宇吉ノ頭部ニ創傷ヲ加ヘタル爲同人ヲシテ重症腦震蕩症ヲ起シ反射機能ヲ喪失セシメタルコトト偶々其ノ後ニ介入セル右繁太郎外一名ノ江川ニ投入シタル行爲ト相俟テ宇吉ヲシテ深サ八寸内外ノ水中ヨリ全然首ヲ上クル力ナク泥水ヲ飲ミ溺死スルニ至ラシメタル案件ナリトス從テ叙上繁太郎外一名ノ介入行爲ハ被告人忠次郎ノ本件行爲ト宇吉ノ溺死トノ間ニ於ケル因果關係ヲ中斷セサルモノト解スルヲ妥當トス

(二二六) 老祖母の死亡

傷害の件

(大正二年九月二十二日大審院第二刑事部判決、  
棄却、判決録第一九輯八八六頁)

(判決理由) 凡ソ結果ノ發生ニ對スル原因ヲ與ヘタル時ハ其原因ハ直接原因ナルト間接原因ナルトハ之ヲ論スルヲ要セス又其原因ノミニテハ結果ヲ發生セスシテ他ノ

原因ト相合シテ結果ヲ發生シタル場合ナルト否トハ之ヲ問フ所ニ非ス而シテ特定ノ行爲カ原因トナリ特定ノ結果ヲ發生シ又ハ之ヲ發生スルコトアルヘキコトカ吾人ノ知識經驗ニ依リ之ヲ認識シ得ヘキ場合ハ其行爲ヲ爲シタル者ハ其結果發生ニ付キ原因ヲ與ヘタルモノトス原審ノ判示スル所ニ依レハ被告ハ當時七十九歳ノ高齡ニ達シタル考衰セル祖母ヲ毆打シ以テ其右肩胛關節ノ脱臼ヲ惹起セシメタルカ爲メ同人ハ病床ニ呻吟シ衰弱日ニ加ハリ一ヶ月餘ヲ經テ遂ニ死亡シタルモノトス斯ノ如ク被告カ七十歳ノ老衰者ニ對シ上述ノ如キ傷害ヲ加フルトキハ上述ノ如キ經過ニ由リ其死亡ヲ來スヘキコトアルハ吾人ノ知識經驗ニ依リ之ヲ認識シ得ヘキ所ナレハ原審カ被告ノ右所爲ニ對シ刑法第二百五條第二項ヲ適用シタルハ相當ニシテ上告論旨ハ其理由ナキモノトス

(二二七) 刺創に基づく餘病による死亡  
傷害致死被告事件

(昭和六年八月六日大審院第二刑部判決、棄却、  
判例集第一〇卷三六五頁)

(判決理由) 原判決ノ認定シタル事實ニ依レハ井上一市ハ被害人カ加ヘタル刺創ニ因リ繼發セル腎臟出血急性腹膜炎右纖維性肋膜炎竝該疾病ニ因ル身體衰弱ノ際併發セルクループ性肺炎ノ爲死亡スルニ至リタルモノナリト云フニアリテ原判決引用ノ鑑定人飯塚助治ノ鑑定ニ参照スレハ被告人ノ傷害行爲カ原因ト爲リテ直接間接ニ幾多ノ疾病ヲ醸シ其ノ間接ニ生シタル餘病カ主因トナリ他カ副因ト爲リテ被害者ノ死亡ヲ招來スルニ至リタルモノナルコトヲ認メ得ヘシ而シテ判示ノ如キ病體ニ在ル者ニ餘病ノ發生ヲ見ルコトハ常在ノ事實ニシテ稀有ノ現象ニ非サルヲ以テ該餘病カ死亡ノ主因ナリトスルモ被告人ノ行爲ト死亡ノ結果トノ間ニ法律上因果關係ヲ認ムヘキモノナルコト勿論ナリ又該餘病ノ發生カ被害者ノ攝リタル食餌ニ何等カノ關係ヲ有シ且假ニ該攝取ニ付被害者ニ多少ノ不注意アリタリトスルモ其ノ事由ニシテ異常特殊ノモ

ノニ非サル限り因果ノ連絡ヲ認ムヘキモノトス本件ニ於テハ上告論旨ニ依ルモ被害者カ「シビ刺身」ヲ食シタルノ一事アルニ過キサレハ之ニ因リ病勢ニ不良ノ影響ヲ與ヘタルコトアリトスルモ以テ因果關係ヲ遮斷スト爲スヲ得サルヤ明カナリ

前記の如く、大審院は、大躰に於いて、因果關係論に於いて條件説を採るのであるが、必ずしも一概にそういうふ譯にもいかない。前掲(二六)で「斯ノ如ク被告カ七十九歳ノ老衰者ニ對シ上述ノ如キ傷害ヲ加フルトキハ上述ノ如キ經過ニ由リ其死亡ヲ來スコトアルハ吾人ノ知識經驗ニ依リ之ヲ認識シ得ヘキ所ナレハ」と説明し、(二七)で「判示ノ如キ病躰ニ在ル者ニ餘病ノ發生ヲ見ルコトハ常在ノ事實ニシテ稀有ノ現象ニ非サルヲ以テ」と謂つてゐるのは、所謂、相當因果關係説に従ふものであつて、吾々の立場からしても正當と謂はなければならぬ。



そして斯くの如く解する限り、所謂結果加重罪について  
重き結果の發生の豫見可能を要件とする場合と、實際上  
の適用を殆んど等しくすることになるのである。

(此の項終る)